徳島県告示第二百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年五月一日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
有限会社村薬局	鳴門市里浦町里浦字花面三九四―三	村薬局里浦店	鳴門市里浦町里浦字花面三九四―三	介護予防居宅療養管理指導	令和二年三月十八日	令和二年三月三十一日
株式会社徳島共和薬品	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑一八番地四	トマト調剤薬局勝浦店	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑一八番地四	同	同三十一日	同十九日